

瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化芸術活動の実施について自粛・縮小を余儀なくされてきたアーティストが、緊急事態宣言の解除等により、新しい生活様式を取り入れながら様々な活動を再開していくに当たり、それらの活動への支援を行うことで、本市の文化芸術活動を持続的に行うことが出来るよう支えることを目的として瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしている（自身に関わる文化芸術活動の過半が瀬戸市内で行われているものをいう。以下同じ。）アーティストで、個人又はグループ（瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを1名以上含むものに限る。ただし、法人格を有するものを除く。）であること。
- (2) 文化芸術活動により対価を得ており、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること。
- (3) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する分野で活動していること。

2 次の各号に掲げるものは、助成者としなない。

- (1) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
- (2) 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人をいう。ただし、第1号に規定するものを除く。）に該当するもの又は今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のあるもの
- (3) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている者又は支給を予定されているもの
- (4) 瀬戸市から瀬戸市事業継続支援給付金交付要綱（令和2年7月20日施行）による給付金が支給されているもの又は支給を予定されているもの

(交付の対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる文化芸術活動（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げるもの全てに該当するものとする。

- (1) 個人又はグループが、主催又は共催等自主的に実施する若しくは出演するものであ

り、広く公開するものであること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行ったものであること。
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる分野のものであること。
- (4) 未発表のものであること。
- (5) 愛知県の緊急事態宣言解除後から令和3年2月末までに完了するものであること。

2 次の各号に掲げる文化芸術活動は、助成事業としない。

- (1) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝・広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等を販売することのみを目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄附又はその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的又は政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ等公序良俗に反するもの
- (9) 応募者・関係者名を偽った応募をしたもの
- (10) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- (11) 前各号に規定するもののほか、瀬戸市長（以下「市長」という。）が助成事業とすることが不適切であると認めるもの

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、1助成事業について10万円とする。

（交付の申請）

第5条 助成者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）を募集案内に定める募集期間内に市長に提出するものとする。

2 助成者がグループの場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストのうち1人を申請代表者と定めた上で申請しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったとき、必要と認める書類の提示又は添付を求めることができる。

（申請の取下げ）

第6条 助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が、申請の取下げをする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

（助成事業の書類審査）

第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、書類審査を経て、助成事業の採択の可否について決定を行うものとする。

2 市長は、助成事業の採択の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに助成採択通

知書（第2号様式）を通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

- 3 市長は、助成金の交付の対象とならない旨の決定を行ったときは、申請者に対し、助成不採択通知書（第3号様式）により速やかに通知する。

（助成事業の中止及び内容変更）

第8条 前条第2項の助成採択通知書を受けた申請者（以下「助成採択決定者」という。）が、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかにその旨を記載した中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 助成採択決定者が、予定の期間内に完了しないこと等助成事業の内容を変更しようとする場合は、速やかにその旨を記載した変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をする場合において、助成事業の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成事業の実施）

第9条 助成採択決定者は、第5条第1項の助成金交付申請書に記載した内容（第7条第2項の助成採択通知書に記載された採択の条件又は前条第3項に規定する条件を含む。）の助成事業を実施するものとする。

（実績報告書）

第10条 助成採択決定者は、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月12日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があった場合は、書類審査を経て、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

- 2 市長は、助成金の交付の決定を行ったときは、助成採択決定者に対して、助成金の交付について交付決定通知書（第7号様式）により速やかに通知する。
- 3 市長は、助成金を交付しない旨の決定を行ったときは、助成採択決定者に対し、助成金の不交付について不交付決定通知書（第8号様式）により速やかに通知する。

（助成金の交付）

第12条 助成採択決定者は、前条第2項の通知を受けたときは、市長に対し、助成金交付請求書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の助成金交付請求書を受けたときは、当該助成金交付請求書の提出者に助成金を交付するものとする。

（検査等）

第13条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成採択決定者に対し、助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査

をすることができる。

(助成金の交付決定取消し等)

第14条 市長は、助成採択決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び募集案内に付した条件に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の助成採択通知書に付した条件又は第8条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、第14条の規定による助成金の交付決定取消し等に関しては、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

助成金交付申請書

瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱の規定による助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

ふりがな 申請者名 又はグループ名		
ふりがな 申請代表者名(※1) (グループの場合)		
申請者又は申請代表者の生年月日	年	月 日生まれ
活動の分野	<input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> 漫画 <input type="checkbox"/> アニメーション <input type="checkbox"/> コンピュータ <input type="checkbox"/> 雅楽 <input type="checkbox"/> 能楽 <input type="checkbox"/> 文楽 <input type="checkbox"/> 歌舞伎 <input type="checkbox"/> 組踊 <input type="checkbox"/> 講談 <input type="checkbox"/> 落語 <input type="checkbox"/> 浪曲 <input type="checkbox"/> 漫談 <input type="checkbox"/> 漫才 <input type="checkbox"/> 歌唱 <input type="checkbox"/> 茶道 <input type="checkbox"/> 華道 <input type="checkbox"/> 書道 <input type="checkbox"/> 食文化 <input type="checkbox"/> 囲碁 <input type="checkbox"/> 将棋 <input type="checkbox"/> 上記にあてはまらないもの()	
新型コロナウイルス感染症による自身の活動への影響※2		
申請者又は申請代表者の住所	〒	
申請者(申請代表者)の直近3年間の主な活動実績(内容・場所)※3	内容	場所

- ※1 申請代表者は瀬戸市在住又は瀬戸市を拠点に活動するアーティストであること。
- ※2 事業の中止・延期状況等、自身の活動がどのような影響を受けたかを具体的に記載してください。
- ※3 活動実績で参考となる資料を添付してください。

事業名	
事業の企画内容 (事業企画の趣旨、実施内容、ねらいなど具体的に記入してください。)	
事業の実施日又は完成予定日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業の実施場所	
事業の参加料等	1 無 料 2 有 料 (大人 円、子供 円) 3 その他 ()
講じる予定の感染 予防対策	

(宛先) 瀬戸市長

令和 年 月 日

申請者 (申請代表者) 住所 〒

申請者 (申請代表者) 名

電話番号

E-mail

印

第1号様式（第5条関係）添付書類1

メンバー	氏名（本名）	ふりがな（ ）
	芸名・屋号	ふりがな（ ）
	生年月日	年 月 日
	住所	
	グループにおける役割 ・パート	
メンバー	氏名（本名）	ふりがな（ ）
	芸名・屋号	ふりがな（ ）
	生年月日	年 月 日
	住所	
	グループにおける役割 ・パート	
メンバー	氏名（本名）	ふりがな（ ）
	芸名・屋号	ふりがな（ ）
	生年月日	年 月 日
	住所	
	グループにおける役割 ・パート	

※必要に応じてコピーしてご使用ください。

助成採択通知書

瀬文第 号
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 伊藤 保徳

令和 年 月 日付けで申請のありました助成事業につきましては、下記のとおり採択します。

記

事業名	
採択の条件	
その他	<ol style="list-style-type: none">1 瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱及び募集案内に則り事業を実施してください。2 申請内容に変更等が生じたときは、速やかに瀬戸市に連絡し、その許可を得てください。3 事業実施に伴い広報活動を行う場合は、瀬戸市アーティスト活動支援事業の助成を受けて実施していることを明記してください（ただし、既に実施済みの事業など明記できない場合は除く。）。4 事業終了後は、実績報告書を提出してください。5 瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱及び募集案内に付した条件に違反した場合などのときは、助成金の交付の取り消しや助成金の返還を行うこともあります。

第3号様式（第7条関係）

瀬文第 号
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 伊藤 保徳

助成不採択通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました助成事業につきましては、不採択となりました
のでご通知申し上げます。

中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者（申請代表者）住所

申請者（申請代表者）名 印

令和 年 月 日付け 瀬文第 号で採択決定のありました助成事業を、下記
のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

記

1 中止（廃止）する理由

変更承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）瀬戸市長

申請者（申請代表者）住所

申請者（申請代表者）名

印

令和 年 月 日付け 瀬文第 号で採択決定のありました助成事業の内容を、
下記のとおり変更したいので承認してください。

記

1 変更事項及びその内容

2 変更する理由

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

申請者(申請代表者)住所

申請者(申請代表者)名

印

事業実績報告書

事業名	
事業実施日 又は 完了日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
事業実施場所	
参加・入場人数	参加人数 名 入場人数 名
事業の内容	
事業の効果	
講じた 感染防止対策	

※ 事業実施時の動画、写真及び広報用印刷物やホームページを印刷したものなど、事業内容が確認できるものを添付してください。

第6号様式(第10条関係)添付書類

助成事業の内容や成果物を、「せともんアーティスト in newnormal」のホームページ等で紹介していきますので、下記のご記入をお願いします。

<p>事業の紹介文 (100～200 文字程度)</p>	
<p>アーティスト プロフィール (200文字以内 をお願いします)</p>	

※ ホームページ掲載用に、事業実施風景やアーティスト肖像写真など1枚の写真データの提供をお願いします。

交付決定通知書

瀬文第 号
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 伊藤 保徳

令和 年 月 日付けで提出のありました事業実績報告書により、下記のとおり瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金を交付することが決定いたしましたので通知します。

記

- 1 助成金額
100,000円
- 2 備考

不交付決定通知書

瀬文第 号
令和 年 月 日

様

瀬戸市長 伊藤 保徳

令和 年 月 日付けで提出のありました事業実績報告書により、瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金を不交付とすることが決定いたしましたので通知します。

記

1 助成金不交付理由

2 備考

助成金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

申請者(申請代表者)住所

申請者(申請代表者)名

印

令和 年 月 日付け 瀬文第 号で採択決定のありました助成事業の助成金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求額

金 100,000 円

2 支払先

金融機関名	銀行・農協 金庫・組合		金融機関 コード						
支店名	本店・支店 支所・出張所		支店コード						
種別	普通・当座	口座番号 <small>右詰めでご記入ください</small>							
(フリガナ)									
口座名義									

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を下表にご記入ください。

通帳記号 <small>6桁目がある場合は、※欄にご記入ください</small>	1					※	通帳番号 <small>右詰めでご記入ください</small>							
(フリガナ)														
口座名義														

○ 支払先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。